

# 令和7年あきる野市農業委員会 10月総会議事録

令和7年10月27日（月）午後1時30分、令和7年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

## 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

開会 午後1時29分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。定刻少し前ですが全員お揃いですので、これより令和7年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。後ほど全員協議会の方で詳しく説明させていただきますが、来月早々11月8日、9日に産業祭が開催されます。振興会の役員等で役を持っている方もいらっしゃると思いますが、農業委員さんにもご協力いただきたいことがありますので、よろしくお願ひいたします。それでは初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さん、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。あれほど雨が降っていて、なんで今日はこんな良い天気なんだろうなと、私が晴れ男のせいだと思うのですが、せっかく今日いい天気で、皆さん畑ができると思ったところ、午前中しかできなくて、午後は会議で、会議がスムーズにいけば、午後も暗くなるまでできますので、ぜひやってください。そして、皆さん、相続税納税猶予の調査をしていただきまして、誠にありがとうございました。中にはいろいろ疑問を持つような畑もいくつかあったと思うんですけど、これも後ほど全員協議会でやるようですが、今年は暑かったり、雨が降ったりで、なかなか畑に行けなかったというのもあるので、草の伸び方にもよりますけど、もう身長を超えるような草は問題かなと思いますが、会議等に出席したり、いろんな事をやっていてタイミングを逃すと、すぐ腰ぐらいの草になっちゃったりしますので。畑に行ける行けないで随分違いますからね。この納税猶予というのは大変大事な制度でして、最近財務大臣が代わって特別措置法を見直すということで、いわゆる特別措置法に入るのが納税猶予のことですので、あまりおろそかにせずにやっていただけたらと思います。あまり厳しくしても大変ですけれども、できるだけ適正な管理をしていただくような指導をして、それに倣ってこれから先やっていただきたいと思います。今日は久しぶりにご出席いただく方はいませんので、スムーズな進行にご協力をいただきまして、本日もよろしくお願ひいたします。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、10月9日、10日に兵庫県で開催されました農業委員会会長研究集会に私と事務局長が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は武田委員と平野委員になります。よろしくお願ひいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受74について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年10月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受74 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受74について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。それでは、収受74について説明いたします。10月21日に事務局2名と米倉委員と私の4名で現地を視察いたしました。地図は5ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

現地ですが、道路の南側の〇〇〇一〇には現在防草シートも使われているんですけども、一部サツマイモを収穫した跡とコイモが10株ぐらい植えてありました。道路の北側の△△△一△と□□□一□□は、筆は分かれていますが一体の畑ということでございます。真ん中辺りにキウイフルーツが植えられていますが、ほとんど手入れはされていません。道路側の所には防草シートが使われております。譲受人の〇〇〇さんは当該地のすぐ西側の場所を所有していて栽培をしております。ネギ、サトイモ、ダイコンなど、きれいに管理をされておりまして、当日調査をしている時にも、たまたま〇〇〇さんが自分でノラボウの苗を植えに来たみたいで、ちょっとお話をさせていただきました。本人はすごくきれいに栽培管理されています。五日市ファーマーズセンターの直売所の会員であります、奥さんの名前ですけども、出荷はされていてということでございます。地続きということで、こちらの購入につきましても、きれいに栽培するものと考えられます。ここは坂を上って行きますけど、比較的平らに近い所ですので、トラクター等も入るんじゃないかと思いますので、ぜひご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受74について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き継ぎ農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き継ぎ農業経営を行っていることを証明する。令和7年10月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。10月6日、佐藤委員と事務局2名で現地を確認してまいりました。地図は6ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地ですが栗林になっております。下草もよく管理されておりまして、一部夏野菜なんかも栽培されているような状態でございました。問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございま  
すか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明すること  
に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたし  
ます。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) それでは、番号2の現地調査について説明をさせていただきます。地図は7ページを  
ご覧ください。10月15日、甲野会長、岩田係長、私の3名で令和7年度の相続税納税猶予  
特例農地の現地調査と合わせて実施いたしました。

**(現地案内図 説明)**

畠は大きく分けて東西に2等分されて使われています。東側の上の方3分の1ぐらいにはブルー  
ベリーの成木が15株ほど植わっていました。その下側にはネギ、イチゴが栽培されています。  
西側にはブロッコリー、カリフラワー、ノラボウ、ホウレンソウ等の葉物野菜が作られていま  
した。また、作付けされていない部分も若干あるんですけど、その部分については管理機等で  
耕耘されてきれいに管理されていました。以上のことから、〇〇さんは引き続き農業経営を行  
っていると言うことができると思います。報告は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございま  
すか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明するこ  
とに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたし  
ます。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

**(第2号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。説明させていただきます。10月21日に事務局と堀江委員で現地を確認して  
まいりました。地図はまず8ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらは細長い圃場なのですが、道路側から手前が植木と農業資材などが置かれているような  
状況で、その隣に葉物等マルチを敷いて定植中というような状況でした。東側の奥の方には柿が  
何本か植わっていて、きれいに使われている状況であります。続いて9ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

ひとつ畑を挟んで2筆ございますが、この両方とも植木が植わっていて、下草もきれいに処理されていました。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

**(第2号議案・番号4 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。10月6日に小川委員と事務局1名で現地を確認してまいりました。地図はまず10ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

畑②と畑③はサツマイモ、サトイモ、ノラボウが5メートルぐらいの柵で1列ずつあります。他の作付けされていない部分はきれいに耕耘されておりました。そして畑①はノラボウやオクラが4列ほどそれぞれ植わっていて、ほとんど草がなくきれいに管理されている状況でした。続いて11ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

畑④と畑⑤にはサツマイモやサトイモ、ナスといった物が少しづつ植わっていて、他の所はきれいに耕耘されておりました。概ね畑はきれいに管理されておりまして、農業経営を行っていると言えるのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

**(第2号議案・番号5 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。10月24日、現地を確認してまいりました。地図は12ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地につきましては栗林で、下草の方もよく管理されておりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号6についてですが、こちらは○○委員のご親族の案件となりますので、○○委員には一時退席願います。

(○○委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の米倉委員、説明願います。

(米倉委員) はい。10月21日に私と田中委員と事務局2名で現地調査に伺いました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

○○-○、△△△-△、どちらもハウスなのですが、中に植わっているのは、既に収穫済みのトマトが枝だけ上から吊るしてある状態でした。残りの場所にいくつか収穫中のピーマンが植わっている状態なのですが、どちらもきれいに手入れがされていて、問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と米倉委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは、○○委員に入っていただきます。

(○○委員 入室)

(議長) 続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年10月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。10月21日に長濱委員と事務局と現地を確認してまいりました。地図は14ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

○○○○-○、△△△△-△は1枚として使っているようで、ここは水田地帯で周りは低い水田なのですが、結構盛り土して畑として使っている所が多いので、現地も道路の高さまで盛り土してあります。きれいに耕耘されておりまして、すぐに使える状態になっておりました。問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

**(第3号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。10月17日に山崎健委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は15ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

当該圃場は一面耕耘されていて、少し草が生え始めたところでした。いつでも作付けできそうなきれいな畑になっていました。本件ですが、利用権の設定を受ける者が中間管理機構になっております。実際この先に耕作をする方は新規就農者を予定しているようです。ですが、まだ認定が取れるのが1年以上先ということで、それまで中間管理機構が管理する形になると伺っています。既に畑がきれいになっていますので、このまま放置すると草がすぐ生えてきてしまうと思われますので、その辺適切に管理していただければなと思っております。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございませんか。

(嶋崎委員) ひとつ、よろしいでしょうか。その、今は中間管理機構が管理するということで、この先、新規就農者が使う予定ということですが、それまでの間の貸借の費用とか、そういうのは特にまだ決めてはいないということですか。

(事務局) こちらは使用貸借権なので、特段、賃借料は発生しない形になっております。

(嶋崎委員) 貸した方も特に無償でいいよ、ということになっている訳ですか。

(事務局) はい。

(嶋崎委員) 分かりました。ありがとうございました。

(議長) 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会10月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、11月25日、火曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時2分